

安倍内閣の合憲主張が元内閣法制局長官によつて否定されていることに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月二十五日

小西洋之

参議院議長 山崎正昭殿



安倍内閣の合憲主張が元内閣法制局長官によって否定されていることに関する質問主意書

衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における平成二十七年六月二十二日の参考人意見陳述において元内閣法制局長官である宮崎礼壹法政大学法科大学院教授が、いわゆる昭和四十七年政府見解の中に限定的な集団的自衛権行使の法理が存在するという安倍内閣の合憲主張について、「四十七年政府意見書から、集団的自衛権の限定的容認の余地を読み取ろうというのは、前後の圧倒的な経緯に明らかに反する」、「黒を白と言いくるめる類いというしかない」等と断言をなさっているが、安倍内閣の見解如何。

右質問する。

